

共通到達度確認試験の今後の実施方針について (論点イメージ)

1. 検討の背景

- 共通到達度確認試験は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の下に設けられた「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」において未修者教育の質保証を図る観点から構想され、その後、同じく特別委員会の下に設けられた「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」において基本設計が示された。

- ・ 学修段階に応じた確認試験については、学生が上級年次に進級する際に試験を受験することを基本にしつつ、その実施時期、対象者、試験科目について本格実施に向けた試行を繰り返す中で、更に具体化に向けて検討を進める。

1年次の学年末 : 憲法、民法、刑法 (共通)

2年次の学年末 : 憲法、民法、刑法 (共通)
その他の科目 (民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法)

- ・ 具体的な制度設計については、今後の試行を通じて、試験の難易度を含めて、検証し、必要な検討を進める。その際、3年次の途中段階での実施や、試験科目の範囲をどうするか等についての意見があったことについても留意する。

- また、本年6月、法曹養成制度改革推進会議においては「法曹養成制度改革の更なる推進」の中で、以下のとおり決定された。

- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験 (仮称) (以下「確認試験」という。) について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者

を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要なとされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

- 本年3月に、1年次学生を対象として憲法・民法・刑法3科目の試行試験が実施され、来年3月の第2回試行試験については、1年次学生・2年次学生を対象に憲法・民法・刑法の3科目で実施予定。
- 平成30年度を目途に本格実施に移行するため、対象科目の在り方を含め、今後の実施方針についての検討が必要。

2. 論点

(1) 共通到達度確認試験の対象科目について

- ・基本設計では、法科大学院における学修の到達度を確認し、教育の質保証を図るという観点に立って、司法試験でも必修科目とされる法律基本科目の全てを試験の対象としているが、現在の試行試験の検討状況や、法科大学院のカリキュラムの現状を踏まえ、この整理についてどのように考えるか。

(2) 試験の難易度等について

- ・確認試験が構想された経緯を踏まえ、法学未修者（特に、「純粹未修者」）が法科大学院入学後に初めて法律を学修することを念頭に置いた試行試験の難易度等の在り方をどのように考えるか。
- ・司法試験において短答式試験が課されていない民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法において、学生にとって過度な負担とならず、かつ、適切な進級判定ができる難易度等の在り方をどのように考えるか。

(3) 本格実施までのスケジュールについて

- ・試験の対象科目を7科目とした場合における、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の本格実施の時期をどのように考えるか。

(4) 進級判定での活用について

- ・確認試験の結果を各法科大学院における進級判定にどう活用してもらうべきか。法科大学院において実施される期末試験などの進級判定や修了認定との関係をどのように考えるか。
- ・法科大学院ごとに学修進度が様々であることを踏まえた試験範囲や難易度の設定についてどのように考えるか。

(5) 本格実施の際の運営の在り方について

(背景)

- ・共通到達度確認試験の基本設計では、「試験問題の作成や確認試験の実施・準備の体制など、試行の準備段階から、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら進めることが必要である」とされている。
- ・また、「第2回試行試験の基本的な方向性」の中では、「本格実施の際に法科大学院が全体として主体的に参画することを念頭に置きながら、文部科学省も実施体制の構築に関与することとする。」とされている。
- ・これを受け、当面の実施体制として、文部科学省において、運営を担う大

学（東京大学、一橋大学、京都大学）及び他の大学等の協力も得つつ具体的な実施体制を策定することとなっている。

（考えられる方向性）

- ・ 共通到達度確認試験の運営主体については、以下の点に留意しながら検討を進めていくべきではないか。
 - 長期間にわたり公正中立に実施できる組織形態を有していること
 - 法科大学院教育に関する一定の知見を有していること
 - 受験者に高額な受験料の負担がかからないようにすること
 - 将来的な司法試験短答式試験の免除が想定されていること

参考：医学分野の共用試験では、政府の提言に基づき任意団体が組織されて試行試験が実施され、現在は公益社団法人により試験が運営されている。

（6）その他

- ・ 将来的な司法試験短答式試験免除との関係をどのように考えるか。